

国際物流戦略チームの設置について

1 国際物流戦略チーム設置の趣旨

中国を始めとするアジア地域は、生産拠点、消費市場として急発展しており、我が国企業の進出もめざましく、これら経済活動を支える円滑かつ効率的な物流ネットワークの構築が我が国においても重要課題となっている。

今後、我が国の国際競争力の維持・強化とニーズに対応した豊かな国民生活を実現し、活力ある日本を築いていくためには、アジア地域における最適物流の実現の視点に立脚して、物流施策の総合的・一体的・戦略的な推進を図る必要がある。

アジア地域との結びつきが強い関西においては、海上コンテナ輸送の拠点である阪神港（神戸港・大阪港）や、航空輸送の拠点である関西国際空港など、大阪湾域をゲートウェイとした国際物流網が形成されており、また東アジア地域と関係が強く交通の要衝にあたる日本海側にも新たな展開が期待されている。

大阪湾域等の国際物流基盤は、近畿地方を中心に西日本全域をも背後圏としていることから、その機能強化を通じた円滑かつ効率的な国際物流ネットワークの構築は、関西経済の活性化に資するだけでなく、活力ある日本を築く上で特に重要な課題である。

このため、産学官一体となった「国際物流戦略チーム」を設置し、国際的なゲートウェイとなる大阪湾域等の国際物流の課題を的確に把握・分析するとともに、総合的・戦略的な各種の物流施策を展開することとする。

2 国際物流戦略チームの活動方針

（1）国際物流戦略チームのビジョン

国際物流戦略チームは、その設置の趣旨に鑑み、関西国際空港や国際コンテナ戦略港湾「阪神港」等の活用等を図りつつ、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指す。その際には陸・海・空一体となった総合的な交通体系の構築に留意し、戦略的視点に立った総合的、一体的な政策の推進を図ることとする。

（2）国際物流戦略チームの運営方針

①国際物流戦略チーム本部及び同チーム幹事会の活動方針

国際物流戦略チーム本部及び本部の下に設置される幹事会は常設とし、国際物流に関わる関係者が抱える諸問題について産学官が共同して具体的な解決方策を提示し、その実現に向けて関係者が一体となって機動的・弾力的な取組みを図る。

②国際物流戦略チームのホームページの開設

本チームにおける活動の状況を広報する「国際物流戦略チームホームページ」を事務局において新たに設置し、ユーザー等がタイムリーに状況を把握できるよう、会議開催概要、提言、フォローアップ等の状況を順次掲載する。

③メールボックス（「国際物流目安箱」）等を活用した政策提言

機動的・弾力的な対応を可能とするため、国際物流戦略チームホームページに新たにメールボックス（「国際物流目安箱」）を設置し、ユーザーのニーズや課題をタイムリーに把握する。当該目安箱で得たユーザーからのニーズや課題などの分析を事務局が中心となって行いつつ、電子メール等でチームメンバーに配布する。ある程度の論点が固まり次第、随時、課題解決のための戦略・戦術について、本チーム幹事会において議論を行い、幹事会における議論を経た後、国際物流戦略チームの本会合で審議し提言する。

④各種提言に対するフォローアップ

提言にあたっては、明確なロードマップを示しつつ、産学官の各主体、各課題毎に短・中長期の具体的な施策を提示するとともに、提言を受けた各種施策については、毎年度事務局が中心となりフォローアップを行い、その成果を検証する。

その結果、成果が得られたもの、得られなかったもの、実現性が高いもの、低いもの等々、カテゴリー別に分類し、問題点の把握・分析とともに、次年度以降の取り組み課題として継続的に関係者間の調整を行うこととする。

3 国際物流戦略チーム本部の構成

(1) 本部長

公益社団法人 関西経済連合会 会長

(2) 副本部長

国土交通省 近畿地方整備局 局長

近畿運輸局 局長

大阪航空局 局長

(3) 国際物流戦略チーム本部は、本部長、副本部長、以下に掲げる構成員に

加えて、数名の学識経験者をもって構成する。

大阪商工会議所 会頭

神戸商工会議所 会頭

京都商工会議所 会頭

和歌山商工会議所 会頭

公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 専務理事

一般社団法人 日本船主協会 阪神地区船主会 議長

外国船舶協会 専務理事
大阪港運協会 会長
兵庫県港運協会 会長
和歌山港運協会 会長
大阪海運貨物取扱業会 理事長
神戸海運貨物取扱業組合 理事長
関西国際航空貨物運送協会 会長
大阪地方通運業連盟 会長
一般社団法人 近畿トラック協会 会長
日本貨物鉄道(株) 関西支社長
大阪フェリー協会 会長
大阪海運組合 理事長
兵庫海運組合 理事長
和歌山県海運組合 理事長
近畿倉庫協会連合会 会長
兵庫県倉庫協会 会長
近畿冷蔵倉庫協議会 会長
関西国際空港航空会社運営協議会 議長
関西エアポート(株) 代表取締役社長
阪神高速道路(株) 代表取締役社長
西日本高速道路(株) 執行役員 関西支社長
本州四国連絡高速道路(株) 代表取締役社長
阪神国際港湾(株) 代表取締役社長
総務省 近畿総合通信局 局長
財務省 近畿財務局 局長
大阪税関 税関長
神戸税関 税関長
経済産業省 近畿経済産業局 局長
国土交通省 神戸運輸監理部 運輸監理部長
第五管区海上保安本部 本部長
法務省 出入国在留管理庁 大阪出入国在留管理局 局長
厚生労働省 関西空港検疫所 所長
大阪検疫所 所長
神戸検疫所 所長
農林水産省 神戸植物防疫所 所長
動物検疫所関西空港支所 支所長
動物検疫所神戸支所 支所長
近畿農政局 局長

滋賀県 知事
京都府 知事
大阪府 知事
兵庫県 知事
奈良県 知事
和歌山県 知事
大阪市 市長
堺市 市長
神戸市 市長

(4) その他

前各項に掲げるもののほか、国際物流戦略チーム本部の運営に関する事項
その他必要な事項は、国際物流戦略チーム本部において定める。

4 国際物流戦略チーム幹事会

(1) 国際物流戦略チーム幹事会は、以下に掲げる構成員に加えて、数名の
学識経験者をもって構成する。

公益社団法人 関西経済連合会 理事・地域連携部長
大阪商工会議所 地域振興部長
神戸商工会議所 地域政策部長
京都商工会議所 産業振興部 次長
和歌山商工会議所 専務理事
公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 関西支部 副部長
一般社団法人 日本船主協会 阪神地区船主会 議長
外国船舶協会 専務理事
大阪港運協会 専務理事
兵庫県港運協会 専務理事
和歌山港運協会 専務理事
大阪海運貨物取扱業会 業務委員会副委員長
神戸海運貨物取扱業組合 理事
関西国際航空貨物運送協会 日本通運(株)大阪航空支店 国際貨物部次長
大阪地方通運業連盟 事務局長
一般社団法人 近畿トラック協会 専務
日本貨物鉄道(株) 関西支社 営業部長
阪神フェリー協議会 業務委員長
大阪海運組合 専務理事
兵庫海運組合 専務理事
和歌山県海運組合 専務理事

近畿倉庫協会連合会 常務理事
兵庫県倉庫協会 専務理事
近畿冷蔵倉庫協議会 事務局長
関西国際空港航空会社運営協議会 貨物分科会議長
関西エアポート（株）エアロコマーシャル部長
阪神高速道路（株） 計画部長
西日本高速道路（株） 関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路（株） 企画部長
阪神国際港湾（株） 常務執行役員
総務省 近畿総合通信局 情報通信部長
財務省 近畿財務局 総務部長
大阪税関 総務部長
神戸税関 総務部長
経済産業省 近畿経済産業局 産業部長
国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
道路部長
港湾空港部長
近畿運輸局 交通政策部長
海事振興部長
神戸運輸監理部 総務企画部次長
海事振興部長
大阪航空局 空港部長
第五管区海上保安本部 交通部長
大阪海上保安監部長
神戸海上保安部長
法務省 出入国在留管理庁 大阪出入国在留管理局 審査管理部門首席
審査官
厚生労働省 関西空港検疫所 食品監視課長
大阪検疫所 食品監視課長
神戸検疫所 食品監視課長
農林水産省 神戸植物防疫所 業務部長
動物検疫所関西空港支所 次長
動物検疫所神戸支所 次長
近畿農政局 経営・事業支援部長
滋賀県 商工観光労働部長
京都府 港湾局長
大阪府 政策企画部長
都市整備部長

兵庫県 土木部長
奈良県 県土マネジメント部長
和歌山県 県土整備部長
大阪市・大阪府 大阪港湾局長
堺市 建築都市局長
神戸市 港湾局長

(2) 座長

幹事会には、構成員の互選により座長を置く。

(3) ワーキンググループ

幹事会には、課題により必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(4) その他

前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事会において定める。

5 本部及び幹事会構成員の変更について

本部及び幹事会構成員については、本部長が必要と認めるときには、変更及び追加することができる。

6 事務局

国際物流戦略チームの庶務は、構成員の協力を得て、公益社団法人関西経済連合会、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局からなる事務局において処理する。

附 則

この要綱は、2024年2月21日から施行する。